



## 平成25年1月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成24年9月13日

上場取引所 東

上場会社名 株式会社石井表記

コード番号 6336 URL <http://www.ishiihyoki.co.jp/>

代表者 (役職名) 代表取締役会長兼社長

(氏名) 石井 峯夫

問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長

(氏名) 坂本 裕二

TEL 084-960-1247

四半期報告書提出予定日 平成24年9月14日

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

### 1. 平成25年1月期第2四半期の連結業績(平成24年2月1日～平成24年7月31日)

#### (1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

|             | 売上高   |       | 営業利益   |   | 経常利益   |   | 四半期純利益 |   |
|-------------|-------|-------|--------|---|--------|---|--------|---|
|             | 百万円   | %     | 百万円    | % | 百万円    | % | 百万円    | % |
| 25年1月期第2四半期 | 3,980 | △52.0 | △166   | — | △258   | — | 309    | — |
| 24年1月期第2四半期 | 8,290 | △1.3  | △1,984 | — | △2,015 | — | △8,760 | — |

(注) 包括利益 25年1月期第2四半期 305百万円 (—%) 24年1月期第2四半期 △8,778百万円 (—%)

|             | 1株当たり四半期純利益 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 |
|-------------|-------------|--------------------|
|             | 円 銭         | 円 銭                |
| 25年1月期第2四半期 | 39.41       | —                  |
| 24年1月期第2四半期 | △1,116.56   | —                  |

#### (2) 連結財政状態

|             | 総資産    | 純資産    | 自己資本比率 |
|-------------|--------|--------|--------|
|             | 百万円    | 百万円    | %      |
| 25年1月期第2四半期 | 11,266 | △1,834 | △17.2  |
| 24年1月期      | 11,532 | △2,139 | △19.4  |

(参考) 自己資本 25年1月期第2四半期 △1,937百万円 24年1月期 △2,239百万円

### 2. 配当の状況

|            | 年間配当金  |        |        |      |      |
|------------|--------|--------|--------|------|------|
|            | 第1四半期末 | 第2四半期末 | 第3四半期末 | 期末   | 合計   |
|            | 円 銭    | 円 銭    | 円 銭    | 円 銭  | 円 銭  |
| 24年1月期     | —      | 0.00   | —      | 0.00 | 0.00 |
| 25年1月期     | —      | 0.00   | —      | —    | —    |
| 25年1月期(予想) | —      | —      | —      | 0.00 | 0.00 |

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

### 3. 平成25年1月期の連結業績予想(平成24年2月1日～平成25年1月31日)

(%表示は、対前期増減率)

|    | 売上高   |       | 営業利益 |   | 経常利益 |   | 当期純利益 |   | 1株当たり当期純利益 |
|----|-------|-------|------|---|------|---|-------|---|------------|
|    | 百万円   | %     | 百万円  | % | 百万円  | % | 百万円   | % | 円 銭        |
| 通期 | 7,806 | △37.9 | 20   | — | △149 | — | 769   | — | 98.10      |

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 無  
新規 一社 (社名) 、 除外 一社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は【添付資料】4ページ「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

|          |             |          |             |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 25年1月期2Q | 8,176,452 株 | 24年1月期   | 8,176,452 株 |
| 25年1月期2Q | 330,906 株   | 24年1月期   | 330,906 株   |
| 25年1月期2Q | 7,845,546 株 | 24年1月期2Q | 7,845,566 株 |

※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビューの対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了しております。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、本資料の発表日現在において、当社が入手している情報および合理的であると判断する前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により異なる可能性があります。

なお、業績予想に関する事項は、四半期決算短信(添付資料)3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3)連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

○添付資料の目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1. 当四半期決算に関する定性的情報 .....           | 2  |
| (1) 連結経営成績に関する定性的情報 .....          | 2  |
| (2) 連結財政状態に関する定性的情報 .....          | 3  |
| (3) 連結業績予想に関する定性的情報 .....          | 3  |
| 2. サマリー情報（注記事項）に関する事項 .....        | 4  |
| (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 .....  | 4  |
| (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 .....  | 4  |
| (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ..... | 4  |
| (4) 追加情報 .....                     | 4  |
| 3. 継続企業の前提に関する重要事象等の概要 .....       | 4  |
| 4. 四半期連結財務諸表 .....                 | 5  |
| (1) 四半期連結貸借対照表 .....               | 5  |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... | 7  |
| 四半期連結損益計算書                         |    |
| 第2四半期連結累計期間 .....                  | 7  |
| 四半期連結包括利益計算書                       |    |
| 第2四半期連結累計期間 .....                  | 8  |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....        | 9  |
| (4) 継続企業の前提に関する注記 .....            | 11 |
| (5) セグメント情報等 .....                 | 12 |
| (6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 .....   | 14 |
| (7) 重要な後発事象 .....                  | 15 |

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 連結経営成績に関する定性的情報

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景に、緩やかに回復しつつあります。

先行きにつきましても、復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される一方で、欧州政府債務危機を巡る不確実性が高まっていることによる景気の下振れリスクが顕在すること、原発停止による電力供給の制約やデフレの影響が依然残っていることにも留意する必要があります。

当社グループの属する電子機器工業界のIT、デジタル分野におきましては、テレビやパソコン市場の成長が鈍化したものの、新興国の新規需要や先進国の買い替え需要が堅調に推移したスマートフォンが高成長しており、国内市場においても、世界市場を上回る速度で急拡大しております。今後は、FPD市場の牽引役が大型パネルから中小型パネルへと移り変わり、中小型液晶パネルの生産が旺盛になっていくものと見込まれます。

このような環境下において、当社グループは、平成24年1月期連結会計年度において連結子会社の解散および清算を決定し、太陽電池ウエーハ事業の大幅縮小に伴う多額の損失を計上するとともに、債務超過となりました。当社は、当該状況を解消すべく、収益性の改善と財務体質の強化とを図るため、経営改善計画を策定し、これを取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末までに取引14金融機関との間で、返済条件の緩和（返済方法の変更および返済期日のリスケジュールング）について同意を得ました。

また、平成24年7月12日付で特定の取引金融機関との間で優先株式による第三者割当増資の引受契約を締結しました。

経営改善計画は当社の事業再生を果たすべく、組織の再編、人件費および経費の削減を行い収益性の改善を行う一方で、当社が所有する有価証券および遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図ることに重点をおいております。

また、当第2四半期連結累計期間においては、金融機関との協議に係る諸費用ならびにリース会社に対する遅延損害金が発生しております。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は39億80百万円（前年同期比52.0%減）、営業損失は1億66百万円（前年同期は19億84百万円の営業損失）、経常損失は2億58百万円（前年同期は20億15百万円の経常損失）となりましたが、外注先より保証債務の一部弁済を受ける見込みとなり債務保証損失引当金を取崩したことなどから四半期純利益は3億9百万円（前年同期は87億60百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (電子機器部品製造装置)

プリント基板分野では、スマートフォンの急速な拡大が見られるものの、基板製造工程における製法の変化や低価格な中国製装置の普及などが影響し、プリント基板製造装置の販売は減少いたしました。

太陽光発電分野では、自然エネルギーの有効利用がさらに進むと考えられ、技術進歩や量産効果、設置コスト削減などにより太陽光発電のコストが低下し、今後需要が大きく拡大する可能性が見込まれます。また、日本においても平成24年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）がスタートし、国内市場の拡大が見込まれます。当第2四半期連結累計期間における太陽電池ウエーハ製造装置の販売はありませんでしたが、今後の需要拡大を見込み開発に取り組んでおります。

液晶関連分野では、テレビ市場は既に成熟しており、今後、FPD市場の牽引役が大型パネルから中小型パネルへと移り変わりつつあることから、大型パネルにおける需要は弱含みとなっており、当社のインクジェットコーターの販売は減少いたしました。今後の状況といたしましては、インクジェットコーターの技術を他の業界に展開すべく、研究開発ならびに販売活動に取り組んでおります。

その結果、売上高は16億66百万円（前年同期比57.4%減）となりました。また、営業損失は3億94百万円（前年同期は2億20百万円の営業損失）となりました。

#### (ディスプレイおよび電子部品)

平成20年に遊技機の規制が実施され、パチスロ市場は大幅に縮小いたしました。パチスロ機の人気は徐々に回復し、パチスロ専門店が増加するなどして遊技機台数も緩やかに増加しております。これに伴い、当社アミューズメント向け部品の販売は増加しており、今後も好調に推移していくことが期待されます。工作機械、産業用機械については、中国の金融引き締めや欧州債務問題から外需の成長が一時鈍化していることに加えメーカーが海外へ生産・調達をシフトしていることも重なり、当社スイッチパネルの販売は減少いたしました。

その結果、売上高は22億78百万円（前年同期比33.8%増）、営業利益は2億1百万円（前年同期は56百万円の営業損失）となりました。

(太陽電池ウエーハ)

当社グループは、平成24年1月期連結会計年度において連結子会社の解散および清算を決定し、太陽電池ウエーハ事業を大幅縮小いたしました。当事業において在庫となっておりました材料等の売却等を進めております。

その結果、売上高は35百万円（前年同期比98.7%減）、営業利益は26百万円（前年同期は17億8百万円の営業損失）となりました。

(2) 連結財政状態に関する定性的情報

① 資産、負債及び純資産の状況

流動資産は、52億72百万円となり前連結会計年度末と比べ1億36百万円減少いたしました。これは流動資産のその他が4億11百万円増加したものの、たな卸資産が3億43百万円、現金及び預金が2億69百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

固定資産は、59億93百万円となり前連結会計年度末と比べ1億29百万円減少いたしました。これは有形固定資産が97百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は112億66百万円となり前連結会計年度末と比べ2億66百万円減少いたしました。

流動負債は、75億78百万円となり前連結会計年度末と比べ2億51百万円増加いたしました。これは支払手形及び買掛金が5億32百万円減少したものの、未払金が11億91百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は、55億22百万円となり前連結会計年度末と比べ8億22百万円減少いたしました。これは債務保証の履行に伴い、債務保証損失引当金が12億89百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は131億円となり前連結会計年度末と比べ5億71百万円減少いたしました。

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ3億5百万円増加いたしました。これは四半期純利益を3億9百万円計上し、利益剰余金が前連結会計年度末と比べ同額増加したことなどによるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2億78百万円減少し、13億84百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。  
(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は3億41百万円（前年同四半期は5億87百万円の獲得）となりました。収入の主な内訳は貸倒引当金の増加額5億95百万円、税金等調整前四半期純利益3億23百万円、減価償却費2億29百万円であり、支出の主な内訳は債務保証損失引当金の減少額12億89百万円、仕入債務の減少額5億32百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は80百万円（前年同四半期は6億8百万円の使用）となりました。収入の主な内訳は投資有価証券の売却による収入1億25百万円であり、支出の主な内訳は有形固定資産の取得による支出62百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は27百万円（前年同四半期は16億22百万円の獲得）となりました。収入の内訳は短期借入金の純増加額2億80百万円であり、支出の主な内訳は長期借入金の返済による支出2億72百万円であります。

(3) 連結業績予想に関する定性的情報

平成24年7月12日付「「事業再生計画」策定および業績予想に関するお知らせ」で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

## 2. サマリー情報（注記事項）に関する事項

### （1）当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

### （2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

#### （税金費用の計算）

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

### （3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当事項はありません。

### （4）追加情報

#### （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 3. 継続企業の前提に関する重要事象等の概要

当社グループは、前連結会計年度におきまして、太陽電池ウエーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第2四半期連結累計期間においても、166,168千円の営業損失を計上しており、依然として1,834,588千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、継続企業の前提に重要な疑義を解消すべく経営改善計画を策定し、組織の再編、人件費及び経費の削減を行い収益性の改善を行うとともに、当社が所有する有価証券及び遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図ることに重点をおいた対応策を実施しております。また当該経営改善計画を取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。

この協議の結果、当第2四半期連結会計期間末までに、取引14金融機関との間で返済条件の緩和（一部債務の一括返済を除き、借入金等7,657,869千円についての支払余力に応じたプロラタ返済）について基本的な同意を得ました。

また「重要な後発事象」に記載のとおり、優先株式の第三者割当増資により、平成24年8月31日付けで総額1,659,220千円を調達するとともに、同日付けで314,594千円の債務免除を受けております。

上記の金融機関との間の返済条件緩和の基本同意、及び第三者割当増資と債務免除により、債務超過の解消及び資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。しかしながら、債務超過の解消は今後の当社グループの業績によるとともに、経営改善計画の達成状況によっては取引金融機関との同意内容が見直され今後の資金繰りに影響する可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

4. 四半期連結財務諸表  
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

|             | 前連結会計年度<br>(平成24年1月31日) | 当第2四半期連結会計期間<br>(平成24年7月31日) |
|-------------|-------------------------|------------------------------|
| <b>資産の部</b> |                         |                              |
| 流動資産        |                         |                              |
| 現金及び預金      | 1,761,984               | 1,492,421                    |
| 受取手形及び売掛金   | 2,185,246               | 2,252,295                    |
| 商品及び製品      | 68,308                  | 43,400                       |
| 仕掛品         | 714,787                 | 514,209                      |
| 原材料及び貯蔵品    | 387,761                 | 270,038                      |
| その他         | 303,907                 | 715,533                      |
| 貸倒引当金       | △12,877                 | △14,952                      |
| 流動資産合計      | 5,409,119               | 5,272,945                    |
| 固定資産        |                         |                              |
| 有形固定資産      |                         |                              |
| 建物及び構築物(純額) | 2,413,752               | 2,327,266                    |
| 土地          | 2,318,734               | 2,318,380                    |
| その他(純額)     | 592,693                 | 581,880                      |
| 有形固定資産合計    | 5,325,180               | 5,227,526                    |
| 無形固定資産      |                         |                              |
| その他         | 143,941                 | 103,884                      |
| 無形固定資産合計    | 143,941                 | 103,884                      |
| 投資その他の資産    |                         |                              |
| 破産更生債権等     | 1,111,045               | 1,870,301                    |
| 長期未収入金      | 1,402,629               | 1,366,216                    |
| その他         | 975,746                 | 853,863                      |
| 貸倒引当金       | △2,835,488              | △3,428,700                   |
| 投資その他の資産合計  | 653,933                 | 661,680                      |
| 固定資産合計      | 6,123,054               | 5,993,092                    |
| 資産合計        | 11,532,173              | 11,266,038                   |
| <b>負債の部</b> |                         |                              |
| 流動負債        |                         |                              |
| 支払手形及び買掛金   | 1,807,446               | 1,275,121                    |
| 短期借入金       | 2,540,333               | 2,821,088                    |
| 未払金         | 1,318,972               | 2,510,563                    |
| 未払法人税等      | 10,427                  | 21,987                       |
| その他         | 1,649,315               | 949,333                      |
| 流動負債合計      | 7,326,494               | 7,578,094                    |
| 固定負債        |                         |                              |
| 長期借入金       | 3,310,180               | 3,499,614                    |
| 退職給付引当金     | 455,610                 | 491,661                      |
| 債務保証損失引当金   | 1,289,225               | —                            |
| その他         | 1,290,357               | 1,531,256                    |
| 固定負債合計      | 6,345,374               | 5,522,532                    |
| 負債合計        | 13,671,868              | 13,100,626                   |

(単位：千円)

|               | 前連結会計年度<br>(平成24年1月31日) | 当第2四半期連結会計期間<br>(平成24年7月31日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部         |                         |                              |
| 株主資本          |                         |                              |
| 資本金           | 3,094,523               | 3,094,523                    |
| 資本剰余金         | 3,329,315               | 3,329,315                    |
| 利益剰余金         | △7,962,295              | △7,653,068                   |
| 自己株式          | △283,948                | △283,948                     |
| 株主資本合計        | △1,822,404              | △1,513,177                   |
| その他の包括利益累計額   |                         |                              |
| その他有価証券評価差額金  | 2,754                   | △8,591                       |
| 為替換算調整勘定      | △420,008                | △415,716                     |
| その他の包括利益累計額合計 | △417,253                | △424,308                     |
| 少数株主持分        | 99,962                  | 102,897                      |
| 純資産合計         | △2,139,695              | △1,834,588                   |
| 負債純資産合計       | 11,532,173              | 11,266,038                   |



(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書  
 (四半期連結損益計算書)  
 (第2四半期連結累計期間)

(単位：千円)

|                                     | 前第2四半期連結累計期間<br>(自平成23年2月1日<br>至平成23年7月31日) | 当第2四半期連結累計期間<br>(自平成24年2月1日<br>至平成24年7月31日) |
|-------------------------------------|---|---|
| 売上高                                 | 8,290,258                                   | 3,980,849                                   |
| 売上原価                                | 7,668,920                                   | 2,982,959                                   |
| 売上総利益                               | 621,337                                     | 997,890                                     |
| 販売費及び一般管理費                          | 2,605,780                                   | 1,164,058                                   |
| 営業損失(△)                             | △1,984,442                                  | △166,168                                    |
| 営業外収益                               |   |   |
| 受取利息                                | 11,103                                      | 9,909                                       |
| 受取配当金                               | 13,670                                      | 3,582                                       |
| 為替差益                                | —   | 12,831                                      |
| その他                                 | 42,824                                      | 27,442                                      |
| 営業外収益合計                             | 67,597                                      | 53,766                                      |
| 営業外費用                               |   |   |
| 支払利息                                | 41,840                                      | 49,331                                      |
| 遅延損害金                               | —   | 58,342                                      |
| その他                                 | 56,687                                      | 37,934                                      |
| 営業外費用合計                             | 98,527                                      | 145,608                                     |
| 経常損失(△)                             | △2,015,372                                  | △258,009                                    |
| 特別利益                                |   |   |
| 固定資産売却益                             | 435   | 1,119                                       |
| 債務保証損失引当金戻入額                        | —   | 1,289,225                                   |
| 貸倒引当金戻入額                            | 7,965                                       | —   |
| 補助金収入                               | 16,348                                      | 4,587                                       |
| 投資有価証券売却益                           | —   | 4,182                                       |
| 保険差益                                | 21,883                                      | —   |
| 特別利益合計                              | 46,631                                      | 1,299,115                                   |
| 特別損失                                |   |   |
| 貸倒引当金繰入額                            | —   | 630,224                                     |
| 固定資産売却損                             | 454   | —   |
| 固定資産除却損                             | 12,688                                      | 1,425                                       |
| 投資有価証券売却損                           | —   | 5,043                                       |
| 投資有価証券評価損                           | 28,337                                      | —   |
| リース解約損                              | —   | 81,228                                      |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額                 | 3,240                                       | —   |
| 事業整理損                               | 6,137,785                                   | —   |
| 特別損失合計                              | 6,182,505                                   | 717,922                                     |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)       | △8,151,247                                  | 323,183                                     |
| 法人税等                                | 614,751                                     | 12,214                                      |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△) | △8,765,998                                  | 310,968                                     |
| 少数株主利益又は少数株主損失(△)                   | △5,968                                      | 1,742                                       |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△)                   | △8,760,030                                  | 309,226                                     |

(四半期連結包括利益計算書)  
(第2四半期連結累計期間)

(単位：千円)

|   | 前第2四半期連結累計期間<br>(自 平成23年2月1日<br>至 平成23年7月31日) | 当第2四半期連結累計期間<br>(自 平成24年2月1日<br>至 平成24年7月31日) |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益<br>調整前四半期純損失(△) | △8,765,998                                    | 310,968                                       |
| その他の包括利益                                |   |   |
| その他有価証券評価差額金                            | 6,207   | △11,346                                       |
| 為替換算調整勘定                                | △18,700                                       | 5,483   |
| その他の包括利益合計                              | △12,493                                       | △5,862  |
| 四半期包括利益                                 | △8,778,491                                    | 305,106                                       |
| (内訳)                                    |   |   |
| 親会社株主に係る四半期包括利益                         | △8,767,545                                    | 302,172                                       |
| 少数株主に係る四半期包括利益                          | △10,946                                       | 2,934   |

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

|                               | 前第2四半期連結累計期間<br>(自 平成23年2月1日<br>至 平成23年7月31日) | 当第2四半期連結累計期間<br>(自 平成24年2月1日<br>至 平成24年7月31日) |
|-------------------------------|---|---|
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>       |   |   |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △8,151,247                                    | 323,183                                       |
| 減価償却費                         | 556,823                                       | 229,442                                       |
| 事業整理損失                        | 6,137,785                                     | —   |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少)               | 587,669                                       | 595,287                                       |
| 債務保証損失引当金の増減額(△は減少)           | —   | △1,289,225                                    |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少)             | 33,461  | 36,050  |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)           | 14,175  | —   |
| 受取利息及び受取配当金                   | △24,773                                       | △13,492                                       |
| 支払利息                          | 41,840  | 49,331  |
| 遅延損害金                         | —   | 58,342  |
| 投資有価証券売却損益(△は益)               | —   | 860   |
| 投資有価証券評価損益(△は益)               | 28,337  | —   |
| 有形固定資産売却損益(△は益)               | 19  | △1,119  |
| 有形固定資産除却損                     | 12,688  | 1,425   |
| 補助金収入                         | △16,348                                       | △4,587  |
| リース解約損                        | —   | 81,228  |
| 保険差益                          | △21,883                                       | —   |
| 売上債権の増減額(△は増加)                | 244,871                                       | △66,356                                       |
| たな卸資産の増減額(△は増加)               | △29,813                                       | 343,498                                       |
| 仕入債務の増減額(△は減少)                | △19,545                                       | △532,501                                      |
| 前受金の増減額(△は減少)                 | 123,066                                       | 16,499  |
| リース債務の増減額(△は減少)               | 588,907                                       | —   |
| その他                           | 333,955                                       | △169,626                                      |
| 小計                            | 439,991                                       | △341,760                                      |
| 利息及び配当金の受取額                   | 24,566  | 13,260  |
| 利息の支払額                        | △40,729                                       | △48,025                                       |
| 補助金の受取額                       | 16,348  | 4,587   |
| 保険金の受取額                       | 272,408                                       | —   |
| 法人税等の支払額                      | △125,410                                      | △7,510  |
| 法人税等の還付額                      | —   | 38,257  |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー              | 587,174                                       | △341,190                                      |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>       |   |   |
| 有形固定資産の取得による支出                | △534,055                                      | △62,098                                       |
| 有形固定資産の売却による収入                | 1,072   | 1,612   |
| 無形固定資産の取得による支出                | △4,787  | △2,274  |
| 投資有価証券の取得による支出                | △32,686                                       | △1,299  |
| 投資有価証券の売却による収入                | 1,887   | 125,636                                       |
| 貸付金の回収による収入                   | 5,242   | 2,700   |
| 定期預金の預入による支出                  | △109,600                                      | —   |
| 定期預金の払戻による収入                  | 101,001                                       | 18,500  |
| その他                           | △36,872                                       | △2,723  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー              | △608,797                                      | 80,052  |

(単位：千円)

|                      | 前第2四半期連結累計期間<br>(自 平成23年2月1日<br>至 平成23年7月31日) | 当第2四半期連結累計期間<br>(自 平成24年2月1日<br>至 平成24年7月31日) |
|----------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |   |   |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)    | 353,991                                       | 280,755                                       |
| 長期借入れによる収入           | 1,900,000                                     | —   |
| 長期借入金の返済による支出        | △479,923                                      | △272,422                                      |
| リース債務の返済による支出        | △151,851                                      | △36,184                                       |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | 1,622,216                                     | △27,851                                       |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額     | △49,412                                       | 10,926  |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 1,551,181                                     | △278,063                                      |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 1,674,703                                     | 1,662,084                                     |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高     | 3,225,885                                     | 1,384,021                                     |

(4) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度におきまして、太陽電池ウエーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第2四半期連結累計期間においても、166,168千円の営業損失を計上しており、依然として1,834,588千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、収益性の改善と財務体質の強化とを図るため、経営改善計画を策定し、これを取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。

当該経営改善計画は、当社グループの事業再生を果たすべく、組織の再編、人件費及び経費の削減を行い収益性の改善を行うとともに、当社が所有する有価証券及び遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図ることに重点をおいたものです。

この協議の結果、当第2四半期連結会計期間末までに、取引14金融機関との間で返済条件の緩和（一部債務の一括返済を除き、借入金等7,657,869千円についての支払余力に応じたプロラタ返済）について基本的な同意を得ました。

また「重要な後発事象」に記載のとおり、優先株式の第三者割当増資により、平成24年8月31日付けで総額1,659,220千円を調達するとともに、同日付けで314,594千円の債務免除を受けております。

上記の金融機関との間の返済条件緩和の基本同意、及び第三者割当増資と債務免除により、債務超過の解消及び資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。しかしながら、債務超過の解消は今後の当社グループの業績によるとともに、経営改善計画の達成状況によっては取引金融機関との同意内容が見直され今後の資金繰りに影響する可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(5) セグメント情報等

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

|                           | 報告セグメント                |                               |                      |            | 調整額<br>(千円) | 四半期連結<br>損益計算書<br>計上額<br>(千円)<br>(注) |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------|----------------------|------------|-------------|--------------------------------------|
|                           | 電子機器部<br>品製造装置<br>(千円) | ディスプレ<br>イおよび電<br>子部品<br>(千円) | 太陽電池<br>ウェーハ<br>(千円) | 計<br>(千円)  |             |                                      |
| 売上高                       |                        |                               |                      |            |             |                                      |
| (1) 外部顧客への売上高             | 3,912,396              | 1,703,014                     | 2,674,847            | 8,290,258  | —           | 8,290,258                            |
| (2) セグメント間の内部売上<br>高又は振替高 | —                      | —                             | —                    | —          | —           | —                                    |
| 計                         | 3,912,396              | 1,703,014                     | 2,674,847            | 8,290,258  | —           | 8,290,258                            |
| セグメント損失(△)                | △220,122               | △56,020                       | △1,708,299           | △1,984,442 | —           | △1,984,442                           |

(注) セグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「太陽電池ウェーハ」セグメントにおきまして、当社が石井表記ソーラー株式会社を解散および清算する意思決定を行ったことに伴い同事業が大幅に縮小されることから当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として事業整理損に含めて特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては2,719,391千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

|                           | 報告セグメント                |                               |                      |           | 調整額<br>(千円) | 四半期連結<br>損益計算書<br>計上額<br>(千円)<br>(注) |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------|----------------------|-----------|-------------|--------------------------------------|
|                           | 電子機器部<br>品製造装置<br>(千円) | ディスプレ<br>イおよび電<br>子部品<br>(千円) | 太陽電池<br>ウェーハ<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |                                      |
| 売上高                       |                        |                               |                      |           |             |                                      |
| (1) 外部顧客への売上高             | 1,666,548              | 2,278,521                     | 35,780               | 3,980,849 | —           | 3,980,849                            |
| (2) セグメント間の内部売上<br>高又は振替高 | —                      | —                             | —                    | —         | —           | —                                    |
| 計                         | 1,666,548              | 2,278,521                     | 35,780               | 3,980,849 | —           | 3,980,849                            |
| セグメント利益又は損失(△)            | △394,320               | 201,357                       | 26,794               | △166,168  | —           | △166,168                             |

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年2月1日 至平成23年7月31日)

当第2四半期連結累計期間において8,760,030千円の四半期純損失を計上しました。この結果、当第2四半期連結会計期間末において999,282千円債務超過となっております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成24年2月1日 至平成24年7月31日)

該当事項はありません。



(7) 重要な後発事象

1. 第三者割当増資による優先株式の発行

当社は、平成24年7月12日開催の取締役会及び平成24年8月30日開催の臨時株主総会において、A種優先株式及びB種優先株式の発行を決議し、平成24年8月31日に払込が完了いたしました。その概要は以下のとおりです。

- |                     |                     |         |
|---------------------|---------------------|---------|
| (1) 発行する株式の種類及び数    | 当社A種優先株式            | 75,922株 |
|                     | 当社B種優先株式            | 90,000株 |
| (2) 発行価格            | 1株につき10,000円        |         |
| (3) 発行総額            | 1,659,220,000円      |         |
| (4) 発行価額のうち資本へ組入れる額 | 1株につき5,000円         |         |
| (5) 割当先             | A種優先株式 三菱UFJリース株式会社 | 75,922株 |
|                     | B種優先株式 株式会社もみじ銀行    | 85,000株 |
|                     | B種優先株式 株式会社広島銀行     | 5,000株  |

(6) 資金の用途

保証債務の圧縮、リース債務の一部返済及び運転資金に充当する予定であり、いずれも抜本的な財務体質の改善に寄与するものであります。

(7) 優先株式の主な特質

A種優先株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、本項における用語の定義は本項内に限り有効とします。

① 剰余金の配当

(ア) A種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記(イ)に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(イ) A種優先配当金の額

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるA種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

A種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 1.0\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

(ウ) 累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(エ) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(オ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(カ) 優先中間配当金

当社は、A種優先株式について中間配当は行わない。

② 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき10,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がA種株主及びB種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という）並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(イ) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか残余財産の分配は行わない。

(ウ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

(ア) A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(イ) 当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

④ 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(ア) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(イ) 当社は、A種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(ア) 取得請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(イ)に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(イ) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

(a) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

(算式)

$$\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

(i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ii) 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本(iii)において同じ。)の交付を受けることができる証券(権利)を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本(iii)において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(当社の新株予約権の交付を受けることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして(当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日(本(iv)において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v)株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(v)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(b)上記(a)(i)ないし(v)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(a)(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(c)上記(a)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。

(1)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。

(2)その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。

(3)交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(d)交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e)交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合には、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(ア)償還請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種株主又はA種登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(イ)償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額=10,000円+累積未払配当金額+当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日(以下「償還請求日」という。)の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記(1)①に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(ウ)償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地  
株式会社石井表記

(エ)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得条項

(ア) 普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記⑤(イ)に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記⑤(イ)イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

⑧ 金銭を対価とする取得条項

(ア) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

⑨ A種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもA種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

⑩ 譲渡制限

該当事項はありません。なお、優先株式の株主は、本優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する優先株式の数及び譲受人の氏名または名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと定めております。

B種優先株式の内容

B種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、本項における用語の定義は本項内に限り有効とします。

① 剰余金の配当

(ア) B種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、下記(イ)に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(イ) B種優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるB種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

B種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{B種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 1.0\%$$

（ただし、平成29年7月1日以降は、日本円TIBOR（6か月物）+3.5%）

B種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

(ウ) 累積条項

ある事業年度においてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(エ) 非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(オ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(カ) 優先中間配当金

当社は、B種優先株式について中間配当は行わない。

② 残余財産の分配

(ア)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がA種株主及びB種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という）並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(イ)非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか残余財産の分配は行わない。

(ウ)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

(ア)B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(イ)当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

④ 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(ア)当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(イ)当社は、B種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(ア)取得請求権の内容

B種株主は、平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(イ)に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(イ)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。



ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

- (a) B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

$$\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数-自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

- (i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ii) 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本(iii)において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本(iii)において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本(iv)において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(v)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(b) 上記(a)(i)ないし(v)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、上記ア(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (c) 上記(a)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。
- (1) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
  - (2) その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
  - (3) 交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (d) 交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合には、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(ア) 償還請求権の内容

B種株主は、平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種株主又はB種登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(イ) 償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記(2)④に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(ウ) 償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地

株式会社石井表記

(エ) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得条項

(ア) 普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、B種株主又はB種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記⑤(イ)に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記⑤(イ)イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

⑧ 金銭を対価とする取得条項

(ア)金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、B種株主又はB種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

⑨ B種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもB種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

⑩ 譲渡制限

該当事項はありません。なお、優先株式の株主は、本優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する優先株式の数及び譲受人の氏名または名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと定めております。

2. 資本金の額および資本準備金の額の減少

当社は、平成24年7月12日の取締役会において、資本金の額および資本準備金の額の減少について下記要領で臨時株主総会に付議することを決議し、本件は、平成24年8月30日開催の臨時株主総会で承認され、平成24年8月31日に効力が発生しました。

(1) 減資の目的

当社は平成24年1月期において債務超過状態に陥っており、財務体質の抜本的な改善を早期に図る必要がありました。このような状況において、今後の資本政策の柔軟な展開を可能とすることを目的として減資を実行しました。

(2) 資本金の額の減少の要領

当社の資本金額は、優先株式の発行により、3,924,133千円となりましたが、この資本金の額を3,624,133千円減少して、300,000千円とし、減少した資本金の額をその他資本剰余金に振り替えました。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

当社の資本準備金の額は、優先株式の発行により、4,158,925千円となりましたが、この資本準備金の額を4,158,925千円減少して、0円とし、減少した資本準備金の額をその他資本剰余金に振り替えました。

(4) 資本金および資本準備金の減額の方法

発行済株式総数を変更せず、資本金および資本準備金の額のみ減少させました。本件による資本金の減少は、当社貸借対照表の純資産の部における資本金からその他資本剰余金勘定への振替であり、これにより当社の純資産額に変動はなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。また、当社の発行済株式総数に変更はありませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

### 3. 取下げによる訴訟の終結

平成24年3月29日付で日本GE株式会社より以下のとおり訴訟を提起されておりましたが、平成24年8月31日付で訴訟が取り下げられております。

#### (1) 訴訟を提起した者

- ① 名称 日本GE株式会社
- ② 所在地 東京都港区赤坂五丁目2番20号
- ③ 代表者の氏名 安瀧 聖司

#### (2) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

##### ① 訴訟の内容

当社は、太陽電池ウェーハ事業において、連結子会社石井表記ソーラー株式会社を外注先の一つとして生産活動を行っておりました。同社は当該事業用設備を、一部は同社が直接リース契約を締結し当社が買取保証を行い、一部は当社がリース契約を締結し同社へ転貸リースを行うことで調達しておりましたが、同社の解散決議が、買取保証契約の買取事由及びリース契約の解約事由に該当したとして、当社に対しリース資産の買取請求、規定損害金請求及び支払遅延損害金請求を提起されたものであります。

##### ② 損害賠償請求金額 610,857,857円

#### (3) 取下げによる訴訟の終結に至った経緯

日本GE株式会社の当社に対する損害賠償債権は、第三者へ譲渡され、当該債権譲渡代金が回収されております。これにより、平成24年8月31日付で日本GE株式会社により訴訟が取り下げられております。

#### (4) その他

この件に関して新たに訴訟が提起されることは想定しておりません。

### 4. 債務免除

当社は、債務（未払金）の一部について債権者と交渉の結果、平成24年7月12日付で「債務償還に関する覚書」を締結いたしました。当該覚書に基づき、当社が平成24年8月31日に債務の一部弁済486,907千円を行ったことにより、同日付で残債務314,594千円の全てが免除されております。